

# 令和2年度 三重ボランティア基金助成事業要項（抜粋）

## 1. 【目 的】

この要項は、公益財団法人三重ボランティア基金が、定款第4条に定める助成事業を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 【助成事業】

- (1) ボランティア団体基盤強化助成
- (4) ボランティア活動資金助成

## 3. 【実施細目】

### (4) ボランティア活動資金助成（令和2年度実施）

#### ア. 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう支援するものである。

#### イ. 助成対象者

市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターにボランティア団体として登録（県域団体は除く）されており、ボランティア団体として、福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること。  
（繰越金が、補助基準額を超えている団体については対象外とする。）

#### ウ. 対象事業

この助成金の交付の対象は、福祉活動を目的としたボランティア団体の活動費であって、その活動は先駆的・モデル的な活動（福祉のまちづくり）とする。（※ボランティア団体が新たに取組む事業も可）

ただし、次に掲げるものは対象としません。

- ①行政や他の団体から助成補助を受けている事業
- ②従来 of 事業をそのまま行なう事業
- ③営利を目的とする事業
- ④調査研究が主である事業

#### エ. 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティアグループの実施する事業で、先駆的・モデル的な活動（福祉のまちづくり）または、団体が新たに取組む事業に必要な直接経費とする。

ただし、次に掲げるものは対象としません。

- ①団体の経常的な運営管理経費（職員の人件費、家賃などの経費）、飲食経費等

- ②備品の購入経費
- ③会員に対する謝金、旅費
- ④事業内容に照らして不適切な経費

オ. 助成額

1 団体 50 万円以内

カ. 助成事業実施期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに完了する事業とする。

キ. 応募締め切り

令和 2 年 6 月 26 日（金）必着。

ク. 応募方法等

貴団体がボランティア団体として登録している社会福祉協議会に『助成金交付要望書』を提出し、推薦を受けること。また、応募は 1 団体 1 事業とする。

ケ. 必要書類

①予算書、②決算書、③定款または運営規約（会則）、④会員名簿

コ. 選定方法及びその結果

選定は、書類審査を通過した団体からプレゼンテーションを行い決定する。ただし、申請内容等によりプレゼンテーションを実施しない場合もある。

選定結果については、登録先の社会福祉協議会を通じ文書をもって通知する。